

労務 ROAD

令和5年度 労働保険の年度更新について

労働保険料には労災保険と雇用保険があり、加入要件に応じてそれぞれ加入して保険料を納付すること、それを「労働保険の年度更新」と言います。この労働保険の年度更新は、**毎年6月1日から7月10日の間**に、前年4月から当年3月までの分の確定保険料と当年4月から翌年3月までの概算保険料の計算を行い、申告書の提出と保険料の納付を行います。期限までに年度更新の手続きを行わなかった場合、政府が保険料・拠出金の額を決定し、**確定保険料に対し10%の追徴金も合わせて事業主に請求します**。概算保険料に対する追徴金はありません。

労働保険の年度更新手続きの流れ

- ・申告関係書類が届く
(毎年5月下旬頃、管轄の都道府県労働局から事業所宛に届きます。)
- ・賃金集計表の作成
賃金集計表は、保険料計算の基礎となる賃金総額を集計するために使います。申告書の基礎となるものですが、提出する必要はありませんので、事業所で保管しておきましょう。
- ・申告書の記入
- ・申告書の提出・保険料の納付



労働保険の年度更新は電子申請も可能

労働保険の年度更新は、インターネットを利用して電子申請することも可能です。

- ・電子申請のメリット
電子申請をすれば、自宅やオフィスから24時間いつでも手続きできるので、申請・納付先への移動時間の節約になります。

【厚生労働省より】

新年度チェックリスト

いよいよ新年度がスタートします。以下に新年度に行う業務のチェックポイントをご紹介しますので、この機会にチェックをされてはいかがでしょうか。

新入社員	・新入社員の雇用保険、社会保険の資格取得手続き
従業員の年齢	・40歳：満40歳到達月から介護保険料の徴収開始 ・65歳：介護保険料は満65歳到達月から徴収なし
通勤経路	・通勤経路の確認 ・マイカー通勤申請書の更新、任意保険の加入状況確認 ・鉄道駅バリアフリー料金制度創設による通勤費変更の確認
従業員の家族	・従業員の扶養親族の状況確認（就学・就職）、家族手当の見直し ・従業員のお子様で20歳の学生の方の年金確認 →学生納付特例の制度を利用して保険料の免除申請ができます。 申請をせずに保険料を未納のままにしておくと、将来、老齢年金が受けられなくなるばかりでなく、万一の病気や事故の際に、障害年金が受けられなくなる場合があります。
その他	・従業員の緊急連絡先や保証人の見直し（特に単身者の方） ・中退共の掛け金の見直し ・外国人社員の在留カードの在留資格、期限確認 ・月60時間を超える時間外労働に対する割増賃金率の引き上げ（中小企業）に伴い、残業時間の確認 ・育児休業の取得状況の公表（1000人以上の企業）

～労務ROADのFAXがご不要の場合は、お手数ですがご記入の上、ご返信をお願い致します。～

FAX不要（チェックをお願い致します。）

社名：

FAX番号：

VOL.846
(2304-1)



〒541-0054
大阪市中央区南本町
2-6-12
サンマリオンタワー16F
TEL:06-6224-0264
FAX:06-6224-0265
HP: <https://k-s-j.net/>
編集：平原・駒尺・茅原・石田

社長が入れる
労災保険のことなら

「葛城経営研究会」

詳しくは、
06-6224-0480 まで！

次男が3月にこども園を卒業し、4月から小学校へ入学します。

3人の子供のなかで一番暴れ者の次男、こども園でも暴れていないか心配でしたが、担任の先生から「だいぶ元気な方で、確かに注意することも多々あったけど、注意した時にしっかり顔を見て、なぜ怒られているかを理解していました。ちゃんと小学生できます！」と先生にお墨付きをもらい安心しました。今後この暴れん坊がどんな成長するか楽しみです。
(山本)



4月労務スケジュール

・新入社員 入社手続き

・昇給に伴う給与計算の基礎金額切り替えなど